

## 福岡県保健環境研究所における外部研究費の使用に関する行動規範

この行動規範は、外部研究費を使用する上での福岡県保健環境研究所職員(以下、職員)としての行動の指針を明らかにするものである。

- 1 本所職員は、「県民の健康と快適環境を守るため、保健・環境行政を科学的・技術的側面から支える試験・研究機関として寄与する」という本研究所の目的と高い倫理観に基づき、外部研究費の使用にあたって、法令や関係規則及び所内の諸規則を遵守する。
- 2 本所職員は、外部研究費が税金等国民の負託、民間企業等の公に資する精神によるものであることを認識し、社会の信頼に応えるため、不正及び不適切な使用を行わない。
- 3 本所職員は、外部研究費の不正及び不適切な使用を防止するために、透明かつ現実性のある管理・監査体制を整備する。
- 4 本所職員は、細心の注意をもって、外部研究費の適正な執行管理に努める。
- 5 本所職員は、不断に不正発生の要因除去に努め、別に定める「研究活動における不正等の取扱に関する要領」に基づき行動する。

平成 27 年 10 月 1 日 福岡県保健環境研究所長